

【資料3】 災害等の発生時における割増手数料の取り扱い

令和2年11月27日

特許庁



現行制度における追納規定

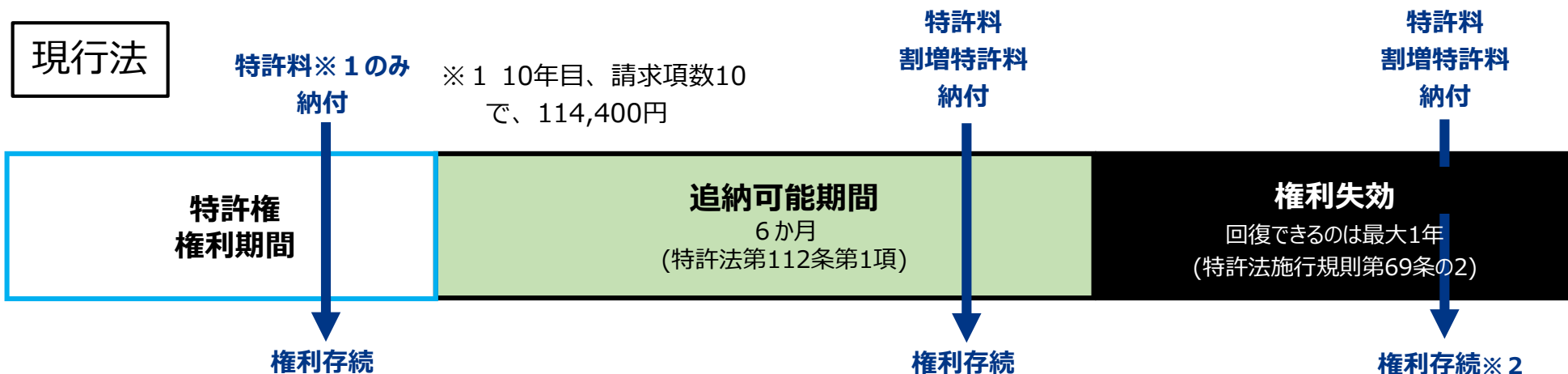
○特許法上の規定

(特許料の追納)

第一百十二条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

3～6 (略)



今般のコロナ禍において、ユーザーからやむを得ない理由により期間を徒過した場合にも割増特許料を納付しなければならないのは不合理であるとの意見が多数寄せられた。

※2 追納可能期間内に納付できなかった「正当な理由」があったとき (特許法第112条の2)

割増特許料に係る制度の検討、他法についての検討

割増特許料に係る制度の検討

- ✓ 災害等の理由によって、特許料を納付すべき期間を徒過した場合に、割増特許料の納付を免除することとしたい。

実用新案法、意匠法、商標法についての検討

- ✓ 災害等の理由によって期間徒過した場合に割増料金を免除できるようにするという観点の特許法、実用新案法、意匠法、商標法でもそれぞれ異なるものを踏まえ、実用新案法、意匠法及び商標法においても、特許法と同様の手当を施すこととしたい。

○ (参考) コロナ禍における各国対応一覧

	日本	米国	欧州	中国	韓国
手数料等の措置	なし	○ <u>権利回復手数料(2,000ドル)免除</u>	○ <u>割増料金の免除</u> 2020年3月15日以降の期限の年金を2020年6月1日から8月31日の間に追納する場合 割増料金：特許料の50%	○ <u>割増料金の免除</u> COVID-19を原因とする、特許年金の支払い遅延に伴う割増料金の支払いを免除 割増料金：特許料に対し、1月遅延ごとに5%増加	なし

特許法第112条（特許料の追納）

（特許料の追納）

第百十二条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

3～5 （略）

実用新案法第33条（登録料の追納）

（登録料の追納）

第三十三条 実用新案権者は、第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3～5 （略）

意匠法第44条（登録料の追納）

（登録料の追納）

第四十四条 意匠権者は、第四十三条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3・4 （略）

商標法第43条（割増登録料）

（割増登録料）

第四十三条 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

2 第四十一条の二第七項の場合においては、前項に規定する者は、同条第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 第四十一条の二第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

4 （略）